

まちづくりニュース

No. 29
千葉市

令和3年11月22日

千葉市都市局都市部

東幕張地区画整理事務所

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町4丁目46番地1

TEL: 043-276-0456 FAX: 043-276-1977

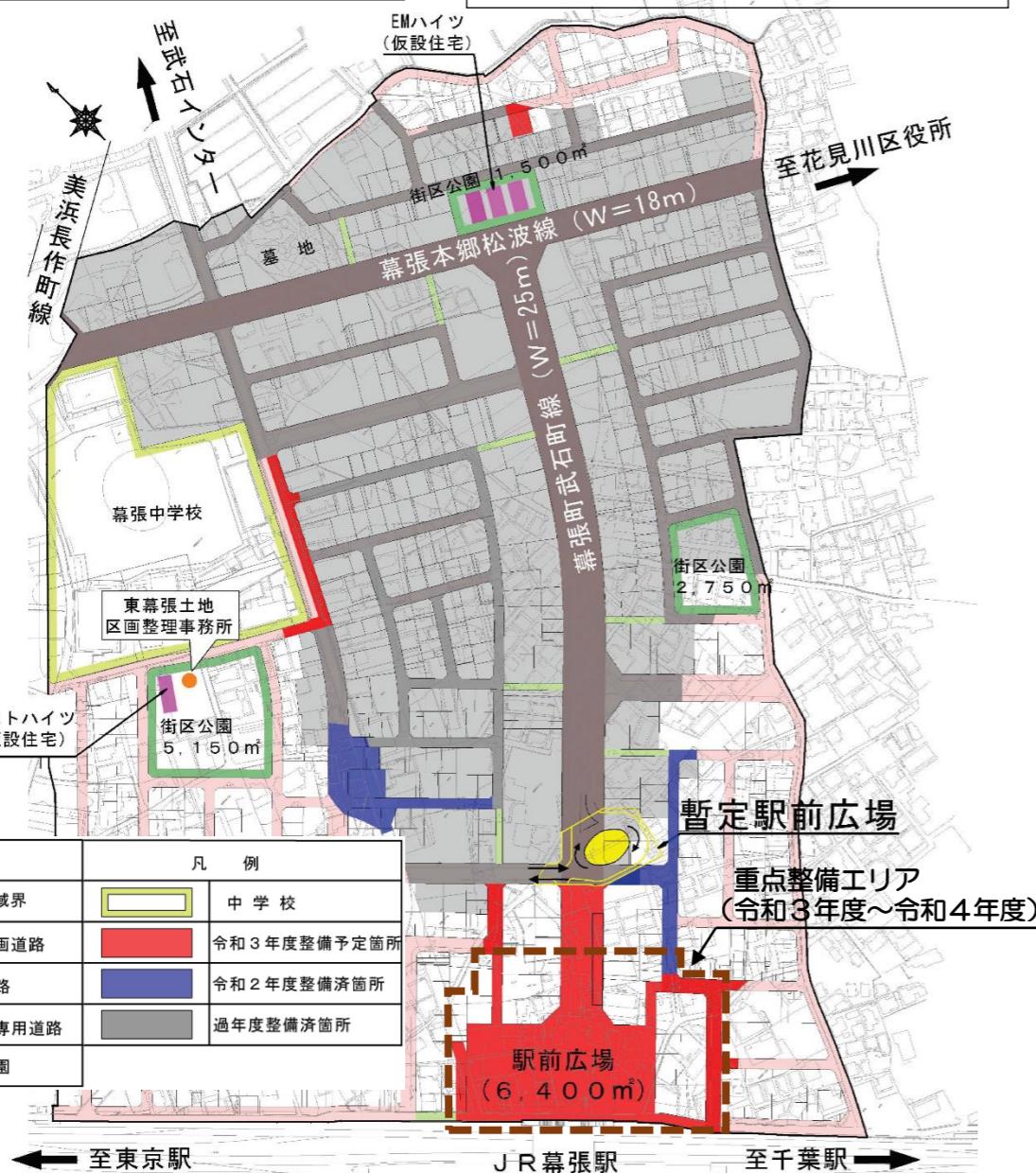
メールアドレス:higashimakuhari.URU@city.chiba.lg.jp

令和3年度 予定箇所図

令和2年度の整備状況	
・建物移転補償	14戸
・道路建築工事	延長 約 80m
・宅地造成工事	面積 約 5,850m ²
・下水道工事	延長 約 359m

令和3年度の主な計画

- ・建物移転補償 17戸
 - ・道路建築工事 延長 約 271m
 - ・宅地造成工事 面積 約 2,204m²
 - ・下水道工事 延長 約 596m
- ※工事等により道路の迂回が必要な場合には、自治会を通じお知らせします。



重点整備エリア (令和3年度～令和4年度)

既に移転契約済み及び移転協議中の方におかれましては、引き続きご協力をお願いします。
また、エリア外でも工事の進捗により移転のご相談をすることあります。

1 北口駅前広場供用開始までのスケジュール等について

(1) 令和5年度に北口駅前広場の供用開始を目指しています。

令和5年度にJR幕張駅北口駅前広場の供用開始ができるよう事業を進めています。
皆様のご理解、ご協力により、整備工事は順調に進んでおります。駅前広場計画地にかかる
権利者の皆様におかれましては、引き続き移転のご協力をよろしくお願ひいたします。

(2) 移転の時期は個別にご案内してまいります。

北口駅前の重点整備エリアの方を中心に、個別に移転のご案内をしていますが、仮設地先
の整備の見通しによって、お隣同士でも移転時期が異なる場合があります。
移転に関してご不明な点がございましたら、当事務所までご連絡ください。

2 令和4年の移転について

令和4年の移転予定は下表の通りとなります。状況により2通りのスケジュールに分け移
転をお願いすることになります。移転先が未整備の場合は、中断移転となり仮設住宅等の仮
住居への入居をお願いします。

年	令和3年			令和4年												令和5年		
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
建築物等の調査																		
移転協議																		
契約																		
移転の実施																		

(個別説明を希望する場合は、ご連絡ください。)

凡例 早期: 標準:

電柱の設置(建柱)について

現在、仮設地先で建築が進んでいますが、皆様が生活する上で必要な電気供給のための電柱
設置について同意が得られない状況が生じております。

電柱は、皆様が生活するために必要な施設となりますので、東京電力(株)から電柱の設置の
相談があつた際には、ご協力をお願いします。

なお、平成28年度に東京電力(株)から示された、『電柱の建柱計画(マスタープラン)』を当事
務所ホームページに掲載しておりますので、建築計画を立てる際にご確認ください。

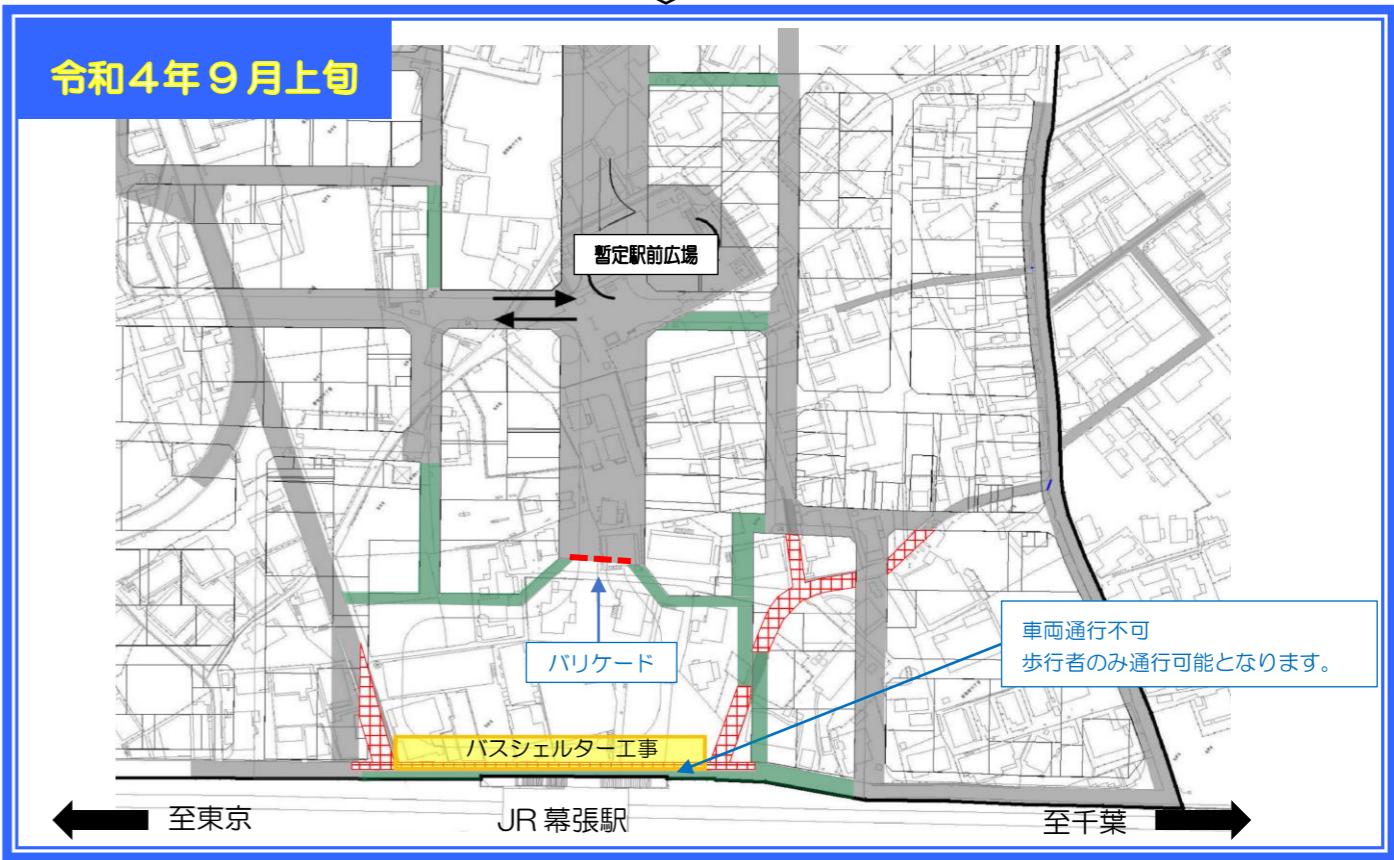
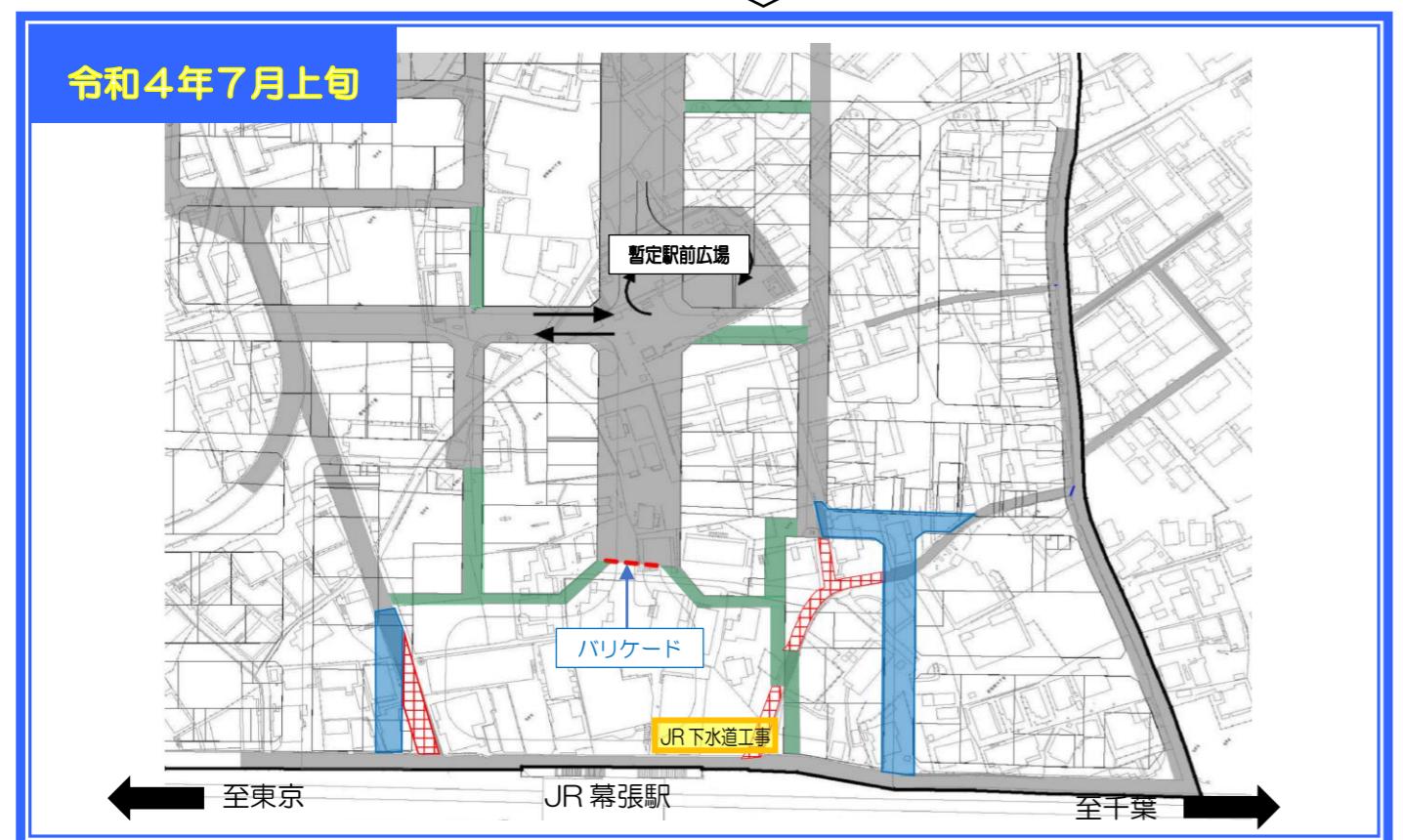
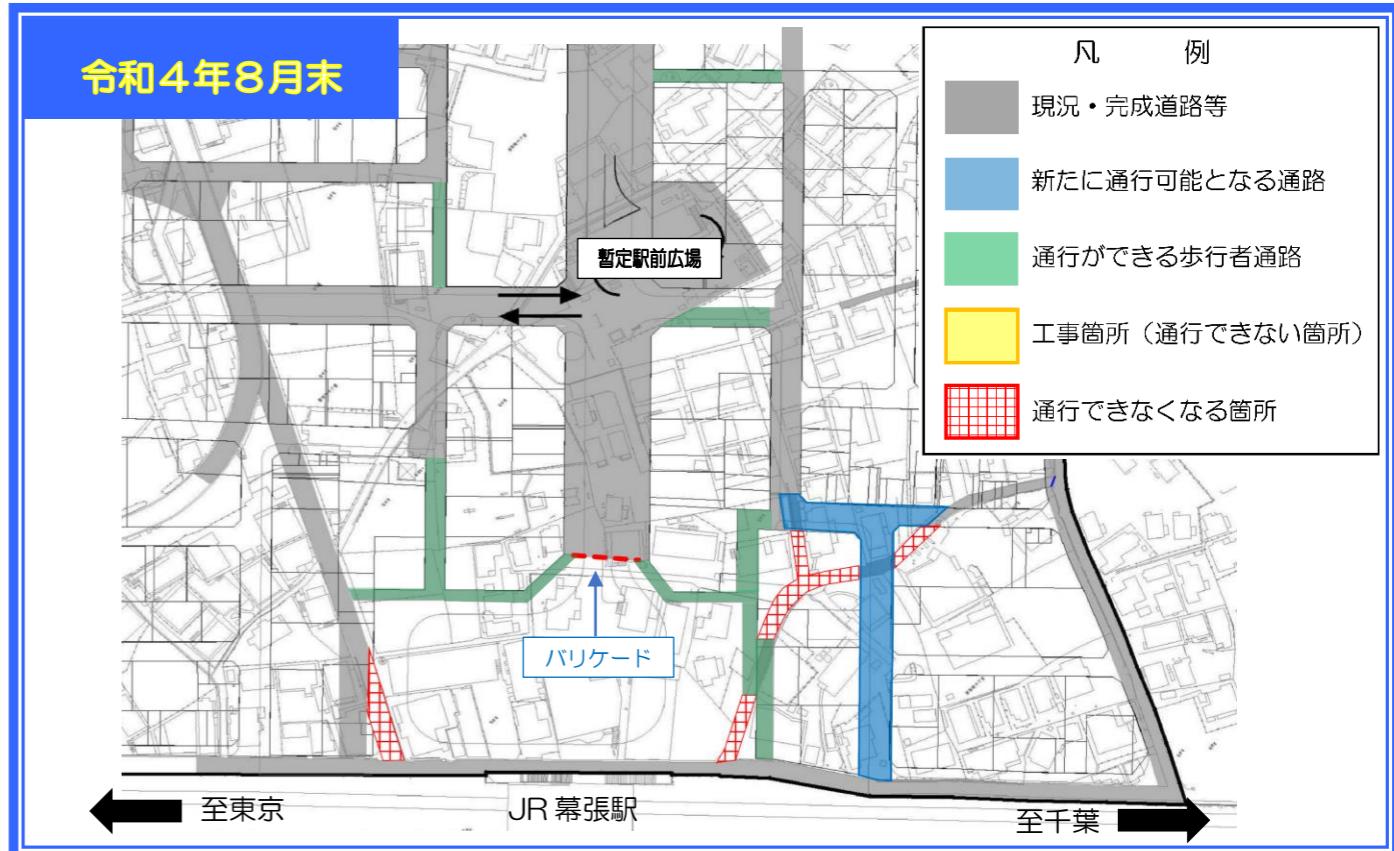
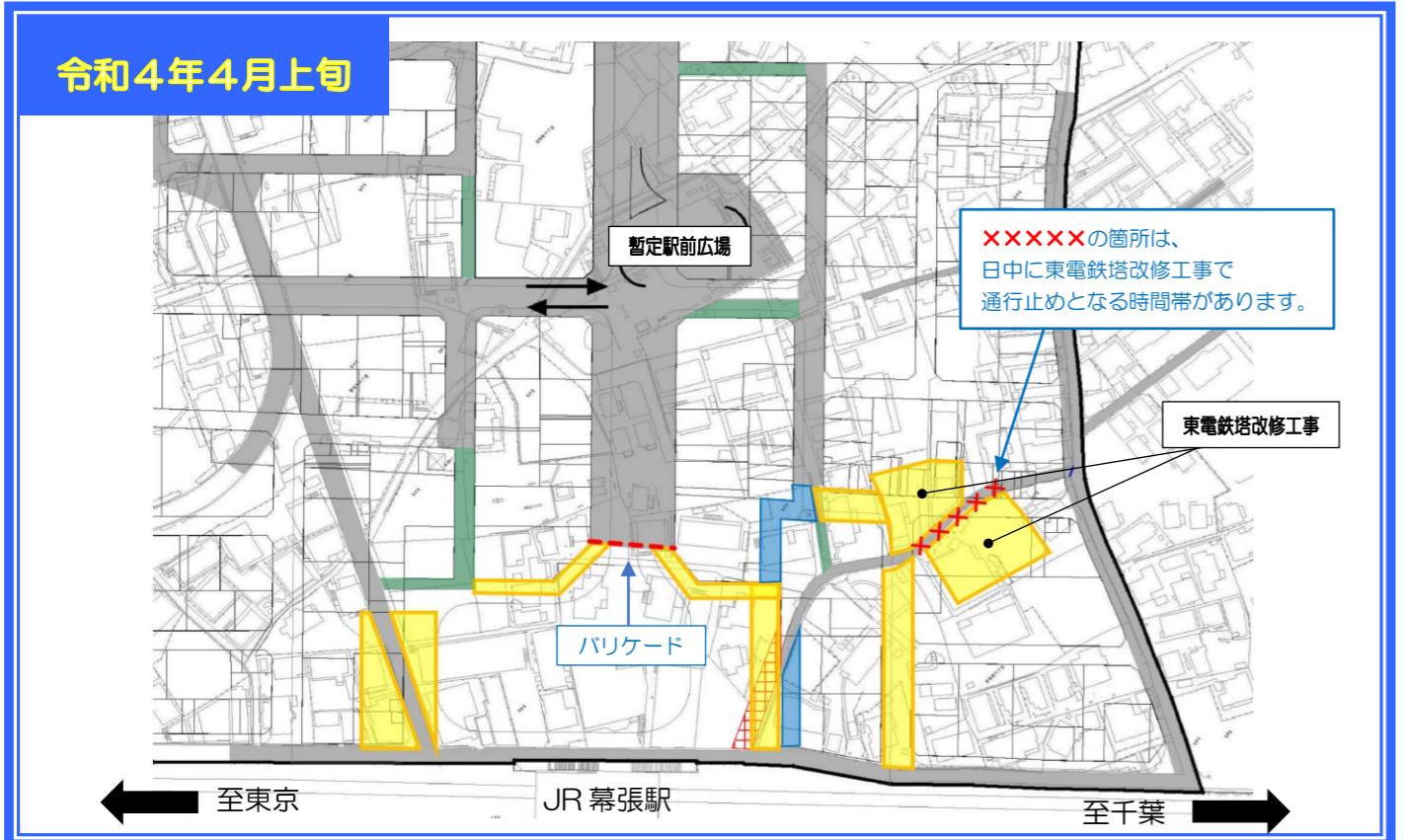
<http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/shigaichi/higashimakuhari/denchu-plan.html>

お問い合わせ窓口

東京電力(株)カスタマーセンター千葉 0120-99-5552

北口駅前広場供用開始までの道路状況について

JR 幕張駅北口駅前広場の整備にあたり、道路形態を変更します。
通行できなくなる箇所、新たに通行できる箇所が生じますので、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
なお、整備の進捗状況により、時期が変更になることがあります。



凡 例

現規・完成道路等

新たに通行可能となる通路

通行ができる歩行者通路

工事箇所 (通行できない箇所)

通行できなくなる箇所